

【大学院生】新型コロナウイルス感染症による家計急変に伴う

入学料・授業料免除申請について（2022年度後期）

新型コロナウイルスの感染拡大により家計が急変し、経済的理由により授業料等の納付が困難となった方を対象として、「家計急変枠」として入学料・授業料免除の申請を受け付けます。本件の対象は、2022年度後期にかかる入学料・授業料免除の申請となります。

希望される方は、下記の案内をよく読み、申請書類を提出してください。

◆申請資格

《日本国籍等学生》

以下のいずれかの要件を満たす者 ※満たしていない場合は、家計急変枠での申請はできません。

1. 本人または生計維持者について、公的な援助（注1）の受給が決定している者
2. 新型コロナウイルスの感染拡大により収入が減少し、減少後の家庭（本人および生計維持者）の収入が令和元年、令和2年もしくは令和3年の所得と比較し1/2以下となった者

《私費留学生》

以下のいずれかの要件を満たす者 ※満たしていない場合は、家計急変枠での申請はできません。

1. 公的な援助（注1）の受給が決定している者
2. 新型コロナウイルスの感染拡大により収入が減少した者のうち、次のいずれかの要件を満たす者
 - a. 2021年、2020年または2019年に日本において、本人及び同居する家族に130万円以上のアルバイト代等の収入があり、かつ2022年において減収後の日本でのアルバイト代等の収入が1/2以下となった者
 - b. 2021年度に本学で授業料免除の申請をしている在学学生であり、かつ、本人及び日本で同居する家族の2021年、2020年または2019年の主たる収入がアルバイト代等であったが、2022年において減収後の日本でのアルバイト代等の収入が1/2以下になった者

注1：公的な援助に該当する制度についてはこちらを参照

<https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/jyugyo-2022fallmenjokyuhen-sienlist.pdf>

◆申請方法

申請は、以下のような手順で行ってください。書類は郵送（レターパックライト又は簡易書留郵便）、あるいは所属キャンパスの学生支援課窓口にて直接持参にて提出してください。**郵送での提出を推奨します。**

1. 書類提出（一次）：一次提出用の様式及び必要書類を提出
2. 書類提出（二次）：二次提出用の様式及び必要書類を提出

※注留学生の新入生のうち、Web申請時に「入学料徴収猶予のみ」しか選択できなかった方について：コロナウイルスの影響による家計急変枠で申請をおこない、かつ、その後の審査において資格を満たすとみなされた方については、入学料免除申請に切り替え可能である旨、学生支援課から個別に連絡いたします。

◆申請期間

下記の期間終了後の提出は、一切受け付けません。郵送の場合は、最終期日までの消印のみ有効です。

(※Web 申請：2022年9月9日(金)～9月21日(水) コロナウイルスによる家計急変の場合は、入学料免除・猶予を希望する場合のみ必須)

1. 一次書類提出期間 在学生：2022年9月26日(月)～9月30日(金)
新入生：2022年10月5日(水)～10月12日(水)

2. 二次書類提出期間：2022年10月28日(金)～2022年11月4日(金)

※窓口への書類提出は9：30～16：30まで(最終日のみ17：00まで)

◆提出書類

《一次提出書類》

① 新型コロナウイルスによる家計急変申立書

様式はこちら：

<https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/kakeikyuhen-applicationform-2022fall.pdf>

※入学料免除を申請し、授業料免除も申請する場合は、正本及び写し一部の提出で構いません。

② 一次提出書類(通常の授業料免除申請と同様)

申請要領(必ずお読みください)

・日本国籍等：

<https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/appguide-japanese-2022fall.pdf>

・私費留学生(日本国籍以外)：

<https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/appguide-international-jp-2022fall.pdf>

様式ダウンロードはこちら

・日本国籍等：

<https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/appforms-primary-japanese-2022fall.pdf>

・私費留学生(日本国籍以外)：

<https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/appforms-primary-international-2022fall.pdf>

③ 84円切手を貼付した「長形3号の返信用封筒」1枚(返信先の住所は必ず国内の住所としてください。申請書受理後、受付票(本人控)を返送するために使用します)

③については、郵送で申請書類を提出する場合のみ必須です。

《二次提出書類》

① 新型コロナウイルスによる家計急変の影響を受けたことが証明できる書類

公的な援助を申請した方	<ul style="list-style-type: none"> ・公的支援の受給証明書または採用が決定したことがわかる書類及び下記のいずれかの書類 ・（給与収入が減少している場合）直近（2022年7月以降）の給与明細三ヶ月分の写し ・（給与以外の収入が減少している場合）給与収入以外の減収申立書 ※注1 および売上高の減少が証明できる書類（月次試算表、売上帳簿等）
給与収入が令和元年、令和2年もしくは令和3年に比べて1/2以下に減少した方	<p>申請者本人と生計維持者（留学生の場合は同居の家族）について、下記全ての書類を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年（令和4年）の課税証明書 ※注2 ・2021年（令和3年）の課税証明書（一昨年と比較する場合のみ） ・2020年（令和2年）の課税証明書（3年前と比較する場合のみ） ・直近（2022年7月以降）の給与明細三ヶ月分の写し
給与以外の収入が令和元年、令和2年もしくは令和3年に比べて1/2以下に減少した方	<p>申請者本人と生計維持者（留学生の場合は同居の家族）について、下記全ての書類を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年（令和4年）の課税証明書 ※注2 ・2021年（令和3年）の課税証明書（一昨年と比較する場合のみ） ・2020年（令和2年）の課税証明書（3年前と比較する場合のみ） ・給与収入以外の減収申立書 ※注1 ・令和3年分の確定申告書の写し ・売上高の減少が証明できる書類（月次試算表、売上帳簿等）

※注1: 様式はこちら：

<https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/kakeikyuhen-gensyu-2022fall.pdf>

※注2: 日本国籍等で申請している方は、②でも2022年（令和4年）の課税証明書を必要書類として記載されていますが、一枚だけ提出してください。

※注3: 入学料免除を申請し、授業料免除も申請する場合は、正本及び写し一部の提出で構いません。

② 二次提出書類（通常の授業料免除申請と同様） ※提出書類一覧については申請要領を参照

様式ダウンロードはこちら

- ・日本国籍等

<https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/appforms-secondary-japanese-2022fall.pdf>

- ・私費留学生（日本国籍以外）

<https://www.titech.ac.jp/student-support/pdf/appforms-secondary-international-2022fall.pdf>

※今年度前期に家計急変枠での申請を完了している者については、課税証明書はコピーでの提出可

③ 84円切手を貼付した「長形3号の返信用封筒」1枚（返信先の住所は必ず国内の住所としてください。申請書受理後、受付票（本人控）を返送するために使用します）

③については、郵送で申請書類を提出する場合のみ必須です。

◆書類の提出先

(郵送の場合は下記の住所に**レターパックライト又は簡易書留郵便**で郵送してください)

研究室が大岡山キャンパスまたは田町キャンパスにある学生	研究室がすずかけ台キャンパスにある学生
〒152-8550 目黒区大岡山 2-12-1 TP-102 東京工業大学 学務部 学生支援課 経済支援グループ 宛 【窓口】 Taki Plaza 1 階 学生支援課経済支援グループ	〒226-8503 神奈川県横浜市緑区長津田町 4259 J1-1 東京工業大学 学務部 学生支援課 すずかけ台学生支援グループ 宛

※郵送の場合、封筒には「**家計急変枠・院生授業料免除書類在中**」と必ず記載してください

◆結果通知

教務ウェブシステム及び東工大メール (m.titech.ac.jp) にて、2022 年 12 月中旬に通知予定です。入学料・授業料をお支払いいただくこととなった場合の払込票は、封書にて 12 月中下旬に登録した住所へ郵送予定です。

◆Q&A

Q1: 今回家計急変枠で授業料免除を一度申請したら、後期は何も手続きをしなくてよいのでしょうか。

A1: **通常の授業料免除とは異なり、後期にも改めて申請が必要です。**そのため、**判定結果については前期と後期で別々に判定・通知いたします。**

Q2: 申請資格のところに「公的な援助の受給が決定している者」とありますが、一次書類提出期間の時点で、まだ申請中（または申請予定）の状態です。その場合、家計急変枠の授業料免除には申請できないのでしょうか？

A2: 一次書類提出の時点では、公的援助を申請中（または申請予定）であっても申請可能です。ただし、二次書類提出の際に、公的な援助の受給決定通知や、受給証明書の提出が必須となりますので、ご注意ください。

Q3: 留学生の申請資格の 2-b について、「2021 年、2020 年または 2019 年の主たる収入がアルバイト代等であった」という記載がありますが、それはどのような状態のことを言いますか。

A3: 2021 年、2020 年または 2019 年の収入全体に対して、アルバイト代が半分以上を占める場合を言います。

Q4: 前期に通常の授業料免除を申請し一年分の結果を得ているのですが、後期は家計急変枠での申請に変更できますか。

A4: 前期の判定結果が「不許可」または「半額免除」であり、本案内にて説明している家計急変に該当する場合は可能です。“◆申請資格”の項を再度ご確認ください。

Q5: アルバイトで生計を立てながら研究をしており、通常の授業料免除を日本人・独立生計で申請していたのですが、アルバイトの給与がコロナウイルスの影響で1/2以下に激減しました。家計急変枠に変更できますか。

A5: 通常の授業料免除について、独立生計の区分Aで申請していた場合であれば、令和元年、令和2年もしくは令和3年は130万円以上あった収入が、新型コロナウイルスの影響で減収したという事情等による、家計急変枠への変更が可能です。また、区分B（今年の収入が130万円以上になる見込）は、130万以上の収入が得られる見込みであったのに、新型コロナウイルスの影響でその見込（企業での内定取り消し等）がなくなってしまった場合にのみ、申請が可能です。

ただし、区分C（社会人であったが進学のために退職し、在職時に貯めた預貯金が130万以上）で申請していた場合には、家計急変枠への変更はできません。区分Cの場合は預貯金が要件となっているため、新型コロナウイルスの影響は受けないと考えられるからです。

Q6: 申請資格を満たし、家計急変枠で申請さえできれば、誰でも授業料免除になりますか。

A6: 審査については通常の授業料免除と同様、学業基準・資産基準・収入基準により総合的に行います。審査の結果、「不許可」や「半額免除」となる可能性もございます。

Q7: 現在日本に居住していませんが、申請は可能ですか。

A7: 申請は可能ですが、所定の申請期間内に、市区役所で発行してもらう課税証明書を含む、提出書類の全てを提出していただく必要があります。また、書類の提出は研究室の知人等に代理対応を依頼するなどして行ってください。代理人が国内から郵送する場合も、上述の申請方法及び書類の提出先に書かれた方法に従って提出してください。

◆問い合わせ先

・分からないことがありましたら下記、所属キャンパス窓口へメールでお問い合わせください。その際、**学籍番号・氏名・電話番号は必ず記載してください**。折り返しメールで回答させていただきます。

研究室が大岡山または田町キャンパスにある方	経済支援グループ gak.kei@jim.titech.ac.jp
研究室がすずかけ台キャンパスにある方	すずかけ台学生支援グループ suz.gak@jim.titech.ac.jp